

- 4) 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

時価のあるもの

中間期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1)製品及び商品、仕掛品 ……………総平均法による低価法

(2)原材料、貯蔵品 ……………月次移動平均法による低価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

建物(建物付属設備を除く)は定額法、建物以外は定率法によっております。

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金(前払年金費用)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌事業年度から費用処理し、過去勤務債務はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により処理しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、当社内規に定める中間期末要支給額を計上しております。ただし、第106回定時株主総会開催日の翌日以後に係る取締役退職慰労金の積み立ては取締役会の決議をもって停止しております。また、監査役退職慰労金については、第111回定時株主総会の翌日以後の積立を停止することを平成19年3月22日開催の監査役会において決議しております。なお、取締役及び監査役の既積立額は、当該役員の退任時に株主総会の決議をもって支払うことにしております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。